

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

② 自然公園における行為等に係る許認可の適正な運用

(1) 事業目的

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するため、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

ただし、地域住民の利便性を確保するため、事前に許可を得て一定の行為を行うことができることとされており、適正な運用を図ります。

(2) 取組状況

県内には国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が11箇所あります。自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

令和2年度は国定公園及び県立自然公園で49件の許可処分を行いました。(資料編：表1)

また、4月1日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、例年、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけています。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

【担当課】

| | |
|-----------|--------------|
| 所属名 | 問い合わせ先 |
| (主) 自然環境課 | 0852-22-6377 |